

学校において予防すべき感染症の種類について

(学校保健安全法施行規則に基づき作成. 2023年5月現在)

第三種のその他の感染症に罹患した場合は、主治医から感染の恐れがあるため登校を控えるように指示された場合のみ届けてください
 ※学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則の改正に伴い、疾患及び出席停止期間の基準は変更される可能性があります。

| 分類 | 特徴 | 疾患 | 出席停止の基準 |
|-----|---|---|---|
| 第一種 | 伝染力、重症度から危険性が極めて高い感染症 * 感染症予防法1・2類感染症、指定感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第二種 | 飛まつ感染でうつる伝染力の強い感染症* 飛まつ感染:患者の咳やくしゃみで飛ぶしぶきを吸い込むことで感染 | インフルエンザ (第1種以外) | 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | | 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで |
| | | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | | 麻疹(はしか) | 解熱したあと3日を経過するまで |
| | | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | | 風疹 (三日はしか) | 発疹が消失するまで |
| | | 水痘 (水ぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| | | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | | 結核 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| | | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 第三種 | 放置すれば拡大する可能性のある感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、EBウイルス感染症等) | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |